

市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

「市場リスク」とは、有価証券等の価格、金利、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む。）の価格が変動し損失を被るリスクである（それに付随する信用リスク等の関連リスクを含み「市場関連リスク」とする。）

検査官は、市場関連リスク管理態勢についての検査を行う場合、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより、市場関連リスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社及び外国証券会社を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、検査官が、財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、検査により、リスク管理態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及びリスク管理態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、財務規制遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、ディーリング業務を活発に行っている証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、当該会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、ディーリング業務を活発に行っている証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

証券会社の類型

市場関連リスク管理態勢の確認用チェックリストにおける、デリバティブを含む市場取引に関する経営戦略の相違による証券会社の類型については、ディーリング業務を活発に行っている証券会社のうち、特に、ポジションを多数保有し、かつ、複雑なデリバティブ取引業務等を活発に行っている証券会社を【GD】としている。

よって、GD型以外の証券会社については、【GD】と付した項目以外の各項目を適用し、GD型とされる証券会社については、基本的に本チェックリストの全項目が適用される。

なお、検査官は、ディーリング業務を活発に行っている各証券会社において、自社の類型を明確に定めているか確認する(ただし、拠点毎に取引態様が大きく異なる場合には、拠点毎に類型を定め、それに対応した市場関連リスク管理態勢とすることも可能であることに留意する。)

(参考1) 市場リスクの4つのリスク・カテゴリー

株式リスク～株券等(株券、転換社債券その他の有価証券等及びこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション)の価格の変動により発生し得るリスク。

金利リスク～債券等(債券、譲渡性預金の預金証書、普通株式への転換権のない優先株式に係る株券その他の有価証券等及びこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション)の価格の変動により発生し得るリスク。

外国為替リスク～外国為替、金、外貨建ての有価証券等及びこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジションの価格の変動により発生し得るリスク。

コモディティリスク～石油、金属(金を除く。)、農林水産物及びこれらの加工物並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジションの価格の変動により発生し得るリスク。

(参考2) 市場関連リスクを有している商品の例

	相 対 取 引	市 場 取 引
株 式 系 の 商 品	<ul style="list-style-type: none"> ・ エクイティスワップ取引 ・ エクイティオプション取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式 ・ 株券オプション取引 ・ 株価指数先物取引 ・ 株価指数オプション取引 ・ 株価指数先物オプション取引
金 利 系 の 商 品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券店頭デリバティブ取引 ・ 債券取引 ・ 債券店頭オプション取引 ・ 資金取引 ・ 金利スワップ取引 ・ 金利オプション取引 ・ 金利スワップション取引 ・ FRA(金利先渡取引) ・ 貸出金、預金(金融機関) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債券先物取引 ・ 債券先物オプション取引 ・ 金利先物取引 ・ 金利先物オプション取引
外 国 為 替 系 の 商 品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 為替スポット取引 ・ 先物外国為替取引 ・ 通貨スワップ取引 ・ 通貨オプション取引 ・ 金のインデックス取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通貨先物取引 ・ 通貨先物オプション取引 ・ 金先物取引
コ モ デ ィ テ イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油などのインデックス取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀、プラチナなど

(参考3) 証券会社の種類

登録を要する証券業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己売買業務(ディーラー業務) ・ 委託売買業務(ブローカー業務) ・ 元引受けを除く引受業務 (アンダーライター業務) ・ 売捌業務 (セリング/ディストリビューター業務)
認可を要する証券業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店頭デリバティブ業務 ・ 元引受け業務 ・ 私設取引システム(PTS)業務

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
・リスク管理に対する認識等 (取締役の認識及び取締役会等の役割)	(1) 証券会社全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) 証券会社の類型(GD型適用の有無)によって必要とされるリスク管理態勢は異なるが、取締役は、自社の類型を明確に認識しているか。	<p>(注)「取締役会」、「取締役会等」には、外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。</p> <p>(注)「管理者」とは、「市場部門、事務管理部門及びリスク管理部門の管理職(取締役を含む。)又は内部管理統括補助責任者等」をいう。</p> <p>(注)「リスク管理部門」とは、GDにあつては「市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門」を言い、それ以外のディーリング業務を活発に行う証券会社にあつては「独立のリスク管理部門又は事務管理部門等に設置するリスク管理担当部門(担当者)」をいう。</p>
	(2) リスク管理のための組織の整備	(2) 取締役会は、決定した戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場関連リスクの管理体制を整備しているか。	
・リスク管理体制	(1) 統合的なリスク管理体制の確立	(1) 市場関連リスク管理に当たっては、商品有価証券勘定と投資有価証券勘定の双方がカバーされる体制をとっているか。 また、将来的には商品有価証券勘定のみならず、投資有価証券勘定の市場リスク・取引先リスク等を含めた統合的な管理体制をとることが望ましい。	
	(2) リスク管理のための規程の整備	(2) 市場リスク管理のための規程は、特にデリバティブを含む市場取引について、市場部門(フロント・オフィス)、事務管理部門(バック・オフィス)及びリスク管理部門(ミドル・オフィス等)、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。	
	(3) 事故防止のための人事管理	(3) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、職員の業務実態を適切に把握、管理し、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、職員(管理者等を含む。)が一定期間職場を離れるなど、事故防止の方策を採っているか。 また、管理者は、上記方策の状況を管理し、その方策を確実に実施しているか。 さらに、やむを得ない理由により、特定の職員が長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。	
・市場リスク等の管理 1. 市場リスクの管理	(1) ポジションの時価評価	(1) 商品有価証券及び投資有価証券を含んだポジションの時価(モデル等により算出する時価を含む。)を正確に把握しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(2) リスク量の把握・計測	(2) リスク量の正確な計測を行うために、保有有価証券等に内在している市場リスク(株式リスク、金利リスク、外国為替リスク及びコモディティ・リスク)の把握をしているか。 さらに、複雑なスキームの商品の取引等について、最低限リスクの把握もできないままで取引を行っていないか。 【GD】オプション性取引を相当程度行っている場合、また、取引量は少ないとしても「売り」を行っている場合には、市場価格の変化及び市場価格の変化の予想変動率の変化、また、市場価格の変動によりもたらされるヘッジ比率の変更の必要性とその場合の適正な水準等について把握しているか。	
	(3) 統一的な指標によるリスク量の計測	(3) 【GD】リスク量の計測は、例えば、統計的手法を用いたVaR法等の、合理的かつ客観的で精緻な方法を採用して行っているか。 また、定期的に(四半期に1回以上が望ましい。)ストレス・テストを行い、リスク管理部門で活用していることが望ましい。	
	(4) リスク量計測の検証体制の確立	(4) 【GD】時価算定及びリスク量の計測については、フロント部門や金融商品を開発する組織から独立した他の組織(例えば、リスク管理部門や内部監査部門、外部コンサルタント等)において、その妥当性を検証しているか。 仮に、不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。	
	(5) リスク計測機能の有効性の検証	(5) 【GD】リスク管理部門において、株価、金利及び為替レートの変化等が収益や自己資本に及ぼす影響を定期的に計測しているか。 計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、リスク計測機能の有効性を検証することが望ましい。	
2. 市場取引に係る信用リスクの管理	(1) 市場取引に係る信用リスク量の計測	(1) 【GD】信用リスク量の計測は、カレント・エクスポージャー方式で行っているか。	
	(2) 取引相手先の選定	(2) 取引相手先の選択に当たっては、取引相手先の信用状況等を十分検討しているか。	
3. 市場流動性リスクの管理	(1) 市場流動性の適切な管理	(1) リスク管理部門は、市場流動性の状況を正確に把握(又は報告を受け)しているか。 また、必要に応じ、市場流動性の状況を代表取締役及び取締役会等へ報告しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(2) ポジション枠の設定及び見直しの実施	<p>(2) マーケットの状況により、市場において企図した時点価格での取引ができないことがある。</p> <p>特に、一度に多量の商品を売買する時には、大きな市場流動性リスクが生じることがある。</p> <p>したがって、リスク管理部門は、市場流動性の状況を勘案し、必要に応じ適切に取締役会等の承認を得た上で(緊急の場合には担当取締役が決定し、事後的に取締役会等に報告し検証を受ける。)、ポジション枠を設定しているか。</p> <p>また、市場環境の変化等により定期的(最低限半期に1回)あるいは状況に応じて随時、ポジション枠を見直しているか。</p>	
	(3) 市場流動性リスクを勘案した運用	<p>(3) 商品毎(銘柄、取引所、限月、期間等が異なる場合は、それぞれ個別の商品)に市場規模・厚み、流動性を把握し、これらを勘案した取引を行っているか。</p> <p>また、一度に多量の同一銘柄の商品を売買する時には、大きな市場流動性リスクが生じることがあることを認識し、その影響を勘案したうえで取引を行っていることが望ましい。</p>	
	(4) モニタリングの実施	<p>(4) リスク管理部門は、商品毎の日々のポジションの状況を把握するとともに、市場規模の変化、信用状況の変化をモニタリングしているか。</p>	
	(5) 報告の実施	<p>(5) リスク管理部門は、把握されたポジションの状況等について、規程に基づき正確に担当取締役(必要に応じ代表取締役及び取締役会)に報告しているか。</p> <p>また、商品の売買自体によって流動性リスクが生じる可能性が認識される場合、ポジション枠を超過した場合や、懸念時・危機時の場合には、極力、頻繁に代表取締役又は取締役会に報告を行うとともに、適切な対応策をとっていることが望ましい。</p>	
<p>・リスク管理の実施</p> <p>1. ポジション枠、リスク・リミット及び損失限度額の管理</p>	(1) ポジション枠等の設定の際の基本的な考え方の確立	<p>(1) ポジション枠(金利感応度や想定元本等に対する限度枠を含む。)、リスク・リミット(予想損失額の限度枠)損失限度の設定に際しては、証券会社の経営や財務内容に重大な影響がもたらされることもあることを念頭に置いているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(2) ポジション枠等の適切な設定	<p>(2) 取締役会等において、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方にに基づき、各部門のリスク・テイク業務の内容を検討し、各部門の経営上の位置付け、自己資本、収益力、リスク管理能力、人的能力等を勘案し、取り扱う業務やリスク・カテゴリー毎に、それぞれに見合った適切な枠を設定しているか。</p> <p>また、取締役会等において、各部門に設定されたポジション枠等について、定期的(最低限、半期に1回)に、リスク・テイク業務の内容等を再検討し、各枠を見直しているか。</p> <p>なお、自己資本等の経営体力とリスク量とを比較し、経営体力から見て過大なリスク量となっていないかを確認する観点から、市場部門全体のリスク・リミットの総枠を計測し、適切に証券会社全体の資源配分が行われているかどうかを確認していることが望ましい。</p>	
	(3) ポジション枠等の管理規程の明確化	<p>(3) ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超過した場合、若しくは超過するおそれがある場合の管理者への報告体制、権限(方針及び手続き等)を明確に定めているか。</p> <p>また、当該規程においては、ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超えてポジションを維持することができない規程となっているか。</p>	
	(4) ポジション等の権限の委譲	<p>(4) 担当取締役、管理者、各ディーラー毎にポジション、収益目標、損失限度等の権限委譲を文書等の明確な方法で行っているか。例えば、枠の変更の都度ディーラー等から署名による確認書を受ける等、ディーラー等に対して責任の領域を明確に指示していることが望ましい。</p>	
	(5) ポジション枠等の管理規程の遵守	<p>(5) ポジション枠等の管理規程及びロスカットルールの適用は厳正に行っているか。また、規程又は運用に問題があると認められる場合には、適切な改善策をとっているか。</p> <p>リスク管理上、何らかの問題が発生した場合には、部門内で処理せず、リスク管理部門及び内部監査部門へ速やかに正確な情報を伝達しているか。</p>	
	(6) ポジション枠等の適切な管理	<p>(6) 管理者は、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方及び設定された枠に従い、適切な管理の実行について責任を負っているか。</p>	
	(7) ポジション等の管理の実行	<p>(7) リスク管理部門が日中において、必要に応じポジション、損益状況(評価損益を含む。)をモニターできる体制となっていることが望ましい。</p> <p>【GD】ディーラー別のポジション収益管理システムを整備し、適切に運用していることが望ましい。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
2. 業績の管理	損益状況等の分析及び不適切な取扱いのチェック	<p>リスク管理部門では、取引量やポジションの平均推移等から見て、期中損益（評価損益を含む。）の出方が異常である場合には、その要因が分析され、それがリスク管理に係る各種の規程の逸脱等の不適切な取扱い等によるものでないか否かについて確認しているか。</p> <p>リスク管理部門は、損益をポジション枠との関係で検証することも行っているか。</p> <p>なお、決算操作のチェックのために期末前後の取引を精査し、利益の先送りや先食い計上、損失の繰り延べや繰り上げ計上がないかの検証も行っているか。</p>	
3. 職責の分離	相互牽制体制の構築	<p>リスク管理部門は、市場部門（フロント・オフィス）、事務管理部門（バック・オフィス）が複数のシステムで運営している場合には、ポジション情報等を市場部門と事務管理部門の双方から取得し、両者に齟齬がある場合には、リスク管理部門は、適切な是正が行われる体制が構築されているか、是正に当たり適切な処理が行われているか等を確認し（一体のシステムで運営されている場合には必要ない。）、ポジション枠、ロスカットルール等の管理規程の遵守状況をモニターするほか、リスク管理に係る体制の整備・運営、情報を収集・加工し、取締役会等へ報告する等の役割を適切に実施しているか。また、リスク管理部門には、取引のモニターに必要な人員を確保しているか。</p> <p>市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置していることが望ましいが、そうでない場合には、例えば、経理部門の中にリスク管理グループ等を設置していることなどにより対応しているか。</p> <p>【GD】市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置しているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>相互牽制機能の発揮のために次の点に留意しているか。</p> <p>チーフ・ディーラーと事務管理部門担当者との馴れ合い等により、ディーラーが直接勘定系の操作をしたり、指示したりし得る立場となっていないか。</p> <p>ベテラン・ディーラーで、上司（担当取締役等）から個人的にも信頼が厚いことから、他の社員から聖域化されていないか。</p> <p>特に、特定の人材に依存する場合には、人的リスクが高くなることを認識し、注意深く管理しているか。</p> <p>市場部門の責任者の下にコンファメーション班を置いたり、同一人が市場部門と事務管理部門の責任者を兼務するなど、組織上の分離が機能しないような運用になっていないか。</p> <p>独立したリスク管理部門を設置し、また、専門性を持ったスタッフを配置しているなど、リスク管理情報が取引部門からの影響を受けることなく、担当取締役等に報告される体制となっているか。</p> <p>ディーラーの取引状況については、注文伝票等の取引記録との照合を行っているか。</p> <p>在宅ディーリングは、営業時間外の市場リスク回避等のために限定された場合のみ行われているか。取引量、種類、ディーラーを特定して管理されているか（規程上も明文化されているか。）。</p>	
4 . 情報伝達	(1) ディーリング・サポート・システム等の整備	<p>(1) 携わっている全ての主要商品について、ディーラー(又はユニット)毎、拠点毎のポジションについて、少なくとも日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。</p> <p>【GD】携わっている全ての主要商品について、ディーラー(又はユニット)毎、拠点毎のポジションがリアルタイム又は日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。</p>	
	(2) 情報のリスク管理部門への伝達	<p>(2) 市場部門等は、必要な情報全てを、迅速かつ正確にリスク管理部門に伝達しているか。特に、リスク管理上、何らかの問題が発生した場合には、担当者又は部門内で処理されず、リスク管理部門等へ迅速かつ正確に伝達されているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
. 特定取引 関連	<p>(1) 社内規程の整備</p> <p>(2) 組織及び人員の分離</p> <p>(3) 帳簿の記載</p>	<p>(1) 特定取引を行っている証券会社にあつては、区分経理において恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な社内規程等を制定し、継続的に使用することが必要であり、少なくとも下記の事項について定めているか。また、当該社内規程等は、会社における重要な規程として取扱い、その変更の際にも制定の際に準じた社内手続きをとっているか。</p> <p>法令上の「特定取引」の定義に基づく、特定取引勘定とその他の勘定の区分経理に係る社内管理体制の整備と明確な社内規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定取引勘定に経理する取引又は財産の種類及びこれらに係る時価又は損益相当額の算定方法（証券会社府令第 38 条） ・ 時価又は損益相当額の算定方法の検証体制及び特定取引勘定とその他の勘定の経理区分に係る管理体制 ・ 特定取引勘定の経理に関する社内規程（経理規程）の作成 ・ 商品有価証券等の時価及び派生金融商品取引等のみなし決済損益の算定に係る具体的な基準 ・ 特定取引業務に関する経営実績の計数的把握 <p>勘定間振替の禁止（証券会社府令第 40 条） 特定取引勘定に経理する財産（証券会社府令第 41 条） 特定取引の対象となる財産に付すべき時価（証券会社府令第 42 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引法あるいは府令に定められた算定方法の遵守 ・ 時価の算定方法（合理的な方法により算出した価額、商品有価証券等の時価及び派生商品取引等のみなし決済損益の算定に係る具体的な基準） <p>時間算定に係る内部管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時価の算定を特定取引を行う組織が行う場合、独立した他の組織による時価の検証 ・ 時価の算定に関するルールの遵守に係る内部監査等の実行 <p>(2) 特定取引勘定に係る取引を行う組織（少なくとも、いわゆるフロント機能を有する組織）は、ユニット（例えば、室、課、グループ等）単位以上の組織として、同様の取引を行うが取引目的が異なるその他の勘定に係る取引を行う組織とは組織的にも、また、人的にも別に構成していることが望ましい。</p> <p>(3) 特定取引勘定に係る帳簿は、特定取引及びその対象財産とその他の取引及び財産を明確に区別して管理することができるものとなっているか。</p> <p>当局申請時に作成するものとしている種類の帳簿について、適正な記載を行っているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(4) ポジションの把握、時価評価、リスク量の計測の頻度	(4) 特定取引勘定については、日次ベースでポジションの把握、時価評価及びリスク量の計測を行っているか。	
	(5) 時価算定の基礎となる資料の作成及び保存	(5) 事業年度終了の日(貸借対照表日)における有価証券等の時価及び派生商品取引等のみなし決済損益の算定に係る時価情報等の時価算定に係る基礎資料については、社内規程に基づき適切に管理・保存しているか。	
	(6) 時価算定の客観性の確保	<p>(6) 時価算定の客観性を確保するため、以下の点に留意しているか。</p> <p>法令の規定等に基づき社内規程等(以下「時価算定規程」という。)を定め、継続的に使用しているか。また、制度改正、評価手法の開発等により、算定方法を変更する必要がある場合には、速やかに改正しているか。</p> <p>なお、算定方法の変更状況を明確にしているか。</p> <p>有価証券店頭デリバティブ取引等の価格算定については、</p> <p>(イ) 市場部門(フロント・オフィス)による適正な価格算定 (ロ) リスク管理部門(ミドル・オフィス等)による確認 (ハ) 内部監査によるチェック</p> <p>(ニ) 公認会計士等の外部監査人によるチェック等により、公正性を確保するための対応が図られているか。</p> <p>時価算定規程等に規定される、</p> <p>(イ) 基礎データの種類と入手先 (ロ) 基礎データの入手日時 (ハ) 基礎データからイールドカーブを作成する方法 (ニ) 基礎データの保管方法と保管期間</p> <p>等が遵守されているか、また継続使用されているか。</p> <p>時価算定規程については、内容の公正性・妥当性をチェックする観点から、あらかじめ、特定取引勘定に係る取引を行う組織(いわゆるフロント機能を有する組織)及び金融商品を開発する組織から独立した他の組織(例えば、リスク管理部門)の承認を受けているか。</p> <p>また、当該規程の運用状況についても、定期的に、リスク管理部門や内部監査部門等(ただし、実際に算定を行っている部門は除く。)のチェックを受けているか。</p> <p>時価算定規程の客観性確保の状況に関して、内部監査の重点項目に含めているか。</p> <p>また、内部監査の際の留意点として以下のものが含まれているか。</p> <p>(イ) 規程どおりの時価算定が行われるなど、適切な処理が行われ、内部牽制が効果的に機能しているか。 (ロ) 意図的な損益調整が行われていないか。</p>	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(7) 情報の開示	<p>(7) 財務諸表等における「重要な会計方針」及び「注記」等の開示の観点から、適切な区分経理、客観的な時価の把握・管理について、次の項目を開示しているか。</p> <p>特定取引勘定の評価基準及び評価方法 特定取引勘定の枠組み（具体的な対象商品、業務概要等） 特定取引勘定に係る財務情報（損益の内訳等） 特定取引の状況（内容、取組方針、利用目的、リスクの内容、リスク管理体制等） 特定取引の契約額等及び時価に関する事項（時価の算定方法等）</p>	
顧客への販売 (デリバティブ商品等(仕組債等を含む。)のリスクの高い金融商品を顧客に販売する証券会社の顧客リスクの管理体制)	(1) 顧客とのトラブルに対する管理・処理体制の整備	<p>(1) 顧客サイドのリスク管理が十分でなく、顧客が多額の損失を被った場合等には、それが基で証券会社が訴訟を受けたり、損失を被ったりするリスクが生じる。したがって、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部門を明確にするなど、管理・処理体制を整備しているか。</p> <p>また、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部門等において、速やかにその原因究明を行うとともに、その再発防止策を講じているか。</p>	
	(2) デリバティブ商品の開発	<p>(2) デリバティブ商品等は、顧客とのトラブル、訴訟等証券会社にとって、非常に大きな影響を招く可能性があることを考慮し、特にリスクの高いデリバティブ商品を新規に取り扱う場合には、その開発・販売開始の段階で、リスク管理の専門家又はコンプライアンスの担当部署などによる法的・技術的なチェックを行った上で、取締役会等による承認を得ているか。</p> <p>また、リスクの高いデリバティブ取引を顧客の不健全な要求によって開発していないか。</p>	
	(3) 顧客に対する商品内容等の説明及び顧客の意思確認	<p>(3) デリバティブ取引に関して、取引経験が浅い顧客にデリバティブ商品等を販売する場合には、その商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、取引の概要や取引に係る損失の危険に関する事項その他顧客の注意を喚起すべき事項を記載した書面を交付するなどの方法により、十分に説明しているか。</p> <p>特に顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、必要に応じて取引先から説明を受けた旨の確認を行っているか。</p>	
	(4) 経済合理性のない商品の販売のチェック	<p>(4) 顧客の決算操作等のために、経済合理性のない、デリバティブ商品等の販売を行っていないか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(5) 顧客への販売	(5) デリバティブ商品等は、その商品の内容に見合った十分なリスク管理システム及び体力を持っている顧客に販売していることが望ましい。 顧客が自己のポジションヘッジではなくスペキュレーションのためにデリバティブ商品等を購入しようとしていると思料される場合には、特に慎重に対応しているか。	
	(6) 取引内容の顧客への報告	(6) デリバティブ商品等について、販売後、顧客の要請があれば、日本証券業協会が定める「時価ガイドライン」に基づき、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの適正な時価情報等を提供しているか。 時価情報については、その時価が何を表しているのか(ヘッジ・コストを勘案したものであるか等)を明確にしているか。 時価情報等の顧客への提供に当たっては、市場部門から独立したリスク管理部門(又は事務部門)において検証を行うなどの方策をとっていることが望ましい。	